

卒業の認定に関する方針

<卒業要件>

卒業の認定については、学則第 10 条（成績評価）「各授業科目の成績評価は学年末において、各学期末に行う試験、実習の成果、履修状況等を総合的に勘案して行う。ただし、出席時数が授業時数の 3 分の 2 に達しない者は、その科目について評価を受けることはできない」及び 20 条（課程修了の認定）「第 10 条に定める授業科目の成績評価に基づいて、校長は課程修了の認定を行う」及び同 2 「所定の就業年限以上在学し、課程を修了したと認めたものには、卒業証書を授与する」に基づき実施する。

また、当校では「専門的技術や技能を養い取得し、多国籍の仲間と触れ合いながら広い視野、洞察力、コミュニケーション能力を高め、国際化や情報化が進展する日本や世界で貢献し、活躍する人材を育成すること」を教育理念としていることから、学術面の成果に加えて以下の点を修得している点も考慮する。

- ・ コミュニケーション能力や異文化に対する理解
- ・ 豊かな感性とグローバルな視野
- ・ 企業が求める技術的要求に応えられる、高い技術と技能、資格の取得
- ・ 課題発見と解決能力
- ・ チームワークとリーダーシップ
- ・ 公共性と倫理観

<卒業判定の手順>

上記学則及び修得状況の検証に基づき、卒業年次の後期期末試験終了後、卒業判定会議により卒業の認定を行う。